

いじめ防止等のための基本的な方針

茅野市立長峰中学校

平成24年 8月策定

令和 元年 6月改定

令和 3年12月改定

令和 5年 5月改定

I 本校におけるいじめ防止等の方針

1 いじめを許さない学校づくり

《学校教育目標》 「開拓精神」

学校教育目標『開拓精神』は開校当時から受け継ぐ目標であり、困難をものともせず、自らの可能性を伸ばすことに挑戦し、地域・社会をよりよいものにしていく人間の育成を願うものである。

令和3年度より完全実施された学習指導要領では「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる」を掲げ、①「知識及び技能が習得されるようにすること」 ②「思考力、判断力、表現力等を育成すること」 ③「学びに向かう力、人間性等を涵養すること」を育成すべき資質・能力の三本柱として再整理された。

こうした学校教育目標と学習指導要領で求められている力の育成、さらに本校の生徒と地域の特質を結んで考え、本校の教育活動全般で「**気づく力**」「**考える力**」「**実行する力**」を通して学校目標「開拓精神」を具体化していく。

《「気づき」「考え」「実行する」を通して目指す生徒像》

- 1.互いに認め合い・支え合い・いじめのない楽しい学校生活をつくろうとする生徒
- 2.学習に主体的に取り組み、友だちと共に考え、粘り強く課題解決に向かう生徒
- 3.地域の「ひと・こと・もの」と積極的にかかわり、社会への関心を高める生徒

本校では、この学校教育目標を具現化することが、いじめが起りにくい学校となり、いじめを早期に発見し解決できる学校と捉えている。

2 いじめ防止等に関する基本的な取り組み

生徒の目指す姿を具現するため、次のような取り組みを進める。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性がある。そうしたトラブルが深刻ないじめ問題とならないように、心の通い合う人間関係を構築できるよう生徒を育み、いじめを生まない学級、学校をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる(未然防止)」という考え方への転換が欠かせない。そこで、すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- 生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力を養う。
- 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。

○いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての職員が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつようにする。また、一人で判断するのではなく、「報告・連絡・相談」を大切に、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、保健室を相談窓口とし、生徒や保護者に周知し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について共通理解を図る。いじめがあることが確認された場合は、いじめを止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧に対応する。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ、教育委員会等関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。そのため、平素から保護者や関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

II いじめ防止等のための取り組み

1 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 構成員

学校関係者は、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、学級担任、学年主任、養護教諭等、保護者は、PTA正副会長とする。必要に応じて、子ども・家庭支援拠点（育ちあいの）、学校運営協議会委員、長峰中学校区スクールカウンセラー等を拡充する。

(2) 役割

いじめ防止委員会は次のような学校の取り組みを中心となって推進する。

- 学校のいじめ防止等の取り組みの計画立案と評価
- 学校のいじめ防止等の情報発信
- いじめの早期発見、早期対応

2 いじめ防止等の具体的取り組み

(1) 未然防止の取り組み

① 授業や活動など学校生活全体を通じての取り組み

ア 教科の授業で

- ・授業中のルールを守り、規律のある学習環境の中で、安心して学習できるようにする。
- ・自分の考えを伝えたり相手の考えを尊重したりする態度を身につけ、互いを認め合いながら高め合う。

- ・「わかる授業」を展開するとともに、一人一人が活躍できるよう心がける。
- ・グループ学習等多様な学習形態を工夫し、生徒がお互いに力を合わせて学び合う環境を整え、自ら成し遂げる体験を味わいながら学習する。

イ 道徳や人権教育の授業で

- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容を学ぶ場面では、実生活や体験に目を向け、他人事ではなく自分事で語り合う。
- ・差別やいじめ等の問題は、被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを学ぶと共に、「人権」や「法律」などもあわせて学ぶ。

ウ 学級の活動で

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・学級学年合唱、レクリエーションなど気持ちを一つにして取り組む活動、仲間と協力して達成感を味わえるような活動を計画的に取り入れる。

エ 行事の中で

- ・学年行事（自然体験学習、職場体験学習、修学旅行など）では、目的やねらいに向かって挑戦する過程を大事にして、自己肯定感や達成感、人間関係の深まりが得られるよう、生徒は主体的協力的に取り組み、教師は一人一人の役割や活動を支援する。
- ・地域行事や奉仕活動、PTA活動にも積極的に参加し、校外で地域の方々と触れ合う活動も、自己肯定感を高めたり人間関係を深めたりする場として有用に活用する。

② 家庭との連携による「いじめは絶対に許さない」姿勢づくり

- ・学校・学年・学級だよりで「いじめは絶対に許さない」という姿勢を周知するとともに、全校集会やPTAの会合等でも周知を図る。
- ・1学期、2学期には人権教育の学習を重点的に扱う旬間や月間を位置づけ、PTA主催の「親子で学ぶ人権学習（講演会）」や「学年・学級PTA」を開催し、保護者とともに、いじめ問題への取り組みを考え合う機会をもつ。
- ・1学期の参観日には生徒と保護者がともに学ぶ「情報モラル研修講演会」を行う。

③ 生徒自身による主体的活動

- ・生徒会による各委員会活動や部活動、または、日常的な活動である清掃や給食等、あらゆる場面で、自他の人権を守り、お互いがコミュニケーションをていねいに行うことで人間関係形成能力を高めるよう努力する。
- ・当事者である生徒自身がいじめ問題に関心を高め、未然防止に積極的に取り組めるよう、アンケート等により生徒の声を集め、生徒会等によりいじめ防止の気風を高める。

④ 職員の資質の向上

- ・いじめは存在するとの認識のもと、いつもとはちがう生徒の変化を見逃さない。
- ・生徒の思いや考えを受容し、安心して学習できる学級づくりに取り組む。
- ・教師自身が人権感覚を高め、生徒に寄り添った指導を心がける。

(2) 早期発見の取り組み

① 日常活動

- ・生徒と教師がともに過ごす時間を確保し、いつでも生徒の相談に応じたり、声かけをしたりする。
- ・生活記録を通して、生徒と教師による個別の会話（日常の何気ないやりとりやちょっとした悩み相談等々）をすることで、生徒一人一人の気持ちや状況の変化を知るとともに、保護者との連携を図る。

② 相談体制の充実

- ・「校内相談窓口」の設置・・・生徒や保護者がいつでも安心して相談できるように保健室に相談窓口を置き、相談しやすい職員に誰にでも相談できる。
- ・学校関係者に相談しにくい場合は、養護教諭を通じて、スクールカウンセラーや外部機関の紹介などを行う。また、養護教諭は、カウンセリング等の日程調整を行う。

③ アンケート調査等の活用

- ・「学校生活アンケート」や「Q-U」などを実施し、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級指導や生徒理解に役立てるとともに、生徒との相談に活用する。
- ・学校生活にかかわるアンケートは、月に1回程度行う。
- ・アンケートの実施は、教務主任が各学年の生徒指導係と連絡調整をして計画し、学級担任により短学活等を利用して実施する。
- ・アンケートは主に担任が確認し、面談と合わせてその内容を丁寧に確認し、結果を学年主任や生徒指導主事へ報告する。
- ・教務主任は全校を集約し、教頭へ報告する。

(3) いじめが起きたときの対応

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で対応せず、速やかに「いじめ防止委員会」等を中核とした組織により対応をする。

(4) ネット上でのいじめへの対応

生徒のインターネット利用によるいじめ等（誹謗中傷、名誉毀損や人権侵害など）の発生予防については、研修会や講演会等を通じて積極的に学び、新しい情報を共有し被害にあわないよう心がける。

万が一被害や加害者となってしまった場合は、各家庭（保護者）による指導を基本としたうえで、生徒が複数関係している場合や学校生活に起因している場合は、学校と保護者が連携して指導にあたる。

3 重大事態発生時の対応

重大事態発生時は、「茅野市いじめ防止のための基本的な方針」に沿って対処します。

※「茅野市いじめ防止のための基本的な方針」につきましては、茅野市のホームページ上でご覧になれますが、必要な場合は、学校にお申し出ください。

※ 本校の方針につきましても、ホームページ上に掲載しています。

☆相談窓口☆

茅野市 子ども・家庭支援拠点（育ちあいの）

平日・日中：電話番号 0266-72-2101（内線 615～617）

夜間・休日：電話番号 090-7721-6043